## 【届出書の作成にあたっての留意事項】

- (1)「前期」とは、3月1日から8月末日まで、「後期」とは、9月1日から2月末日までになります。
- (2) いずれかのサービスの割合が80%を超えているときは、この書類を台東区に提出してください。
- (3) 提出期限[<u>前期は9月15日、後期は3月15日(土・日・祝日の場合は前開庁日</u>)]までに提出してください。
- (4) この書類はすべての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保管してください。
- (5) 紹介率最高法人の事業所が3つ以上ある場合は、別紙に記入してください。
- (6) 法人単位ではなく、事業所ごとに作成してください。
- (7) 届出書の⑤に記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、台東区が適正に判断します。
- (8) 「正当な理由」の判断基準は、別紙を参照してください。
  - ※ 太枠内の網掛けされている箇所にご記入ください。提出にあたっては、2ページをまとめてご提出ください(両面印刷可)。
  - ※ 届出書の内容について、実地調査等させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
  - ※ 特定事業所集中減算の適用の有無が変更になる場合は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に以下 の書類も必ず提出してください。
  - ・変更届出書(第3号様式)
  - ・付表10 指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項
  - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - ・ (別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅介護支援)